

市内在住の大学生の方へ

「公開型事務事業外部評価」の評価委員を募集します

市では、効率的かつ効果的な行財政運営を推進することを目的に、第三者による外部の視点から、公開の場で事務事業の評価を行う「公開型事務事業外部評価」を行います。実施にあたり、市内在住の大学生を対象として市民公募評価委員を募集します。ぜひ、応募してください。

応募資格 18歳以上で市内在住の大学生
募集人員 2人（応募多数の場合は抽選）

※結果は、応募者全員に郵送でお知らせします。

開催日時 10月6日(日)午前10時～午後5時30分（予定）

※ほかに9月中旬に事前勉強会があります。

報酬（日額） 9000円

応募方法 8月30日(金)午後5時（必着）までに、「住所・氏名・生年月日・電話番号・性別」を郵送・ファクス・Eメールまたは直接応募先へ

※様式は問いません。

※電話での申込みはできません。

応募先・問合せ 羽村市経営管理課経営管理係 ③342

〒205-8601（所在地記載不要）

☎ 554-2921

✉ s101010@city.hamura.tokyo.jp

※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

たま川兄弟
減右衛門と量右衛門のこれ知ってる？
＜粗大ごみの自宅回収はどうやるの？の巻＞

減右衛門

量右衛門



まずは粗大ごみ受付センターに電話して回収の予約をとるんだよ。

粗大ごみを自宅回収してもらうにはどうしたらいいの？



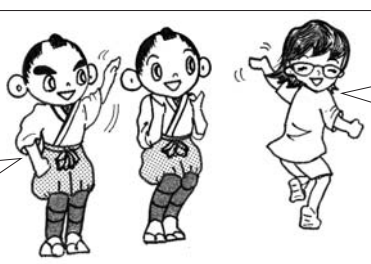
粗大ごみによってシールの値段が違うから気をつけてね。

そして、回収の日までに粗大ごみシールを各ごみに貼って出してね。



市内のスーパーマーケットやコンビニなどで買えるよ。

粗大ごみシールはどこで買うの？



予約した回収日の朝8時までに、いつもごみを出す場所に出しておいてね。

わかった！さっそく予約してみるわ。

青少年健全育成成功労者・模範青少年などの推薦

青少年健全育成成功労者・模範青少年などの推薦を受け付けます。

町内会・自治会、青少年対策地区員会、小・中学校・高校、小・中学校・高校PTA、青少年育成団体からの推薦が必要です。該当する方または該当する方を知っている方は、各団体へ申し出てください。

審査会を経て、11月9日(土)に行う青少年健全育成の日に褒状および記念品の贈呈を行います。

表彰対象 市内在住・在勤・在学の方
表彰基準

青少年健全育成成功労者

次のいずれかの活動に5年以上従事した18歳以上の方

- 青少年の指導育成活動
- 青少年の指導育成活動
- 青少年を取り巻く社会環境浄化活動
- 青少年の健全育成活動
- 模範青少年など

次のいずれかに該当する18歳未満の方

- 社会環境美化など公共への奉仕活動に3年以上従事した方
- 地域活動に従事し、青少年などの模範として認められる方
- ※個人で過去に表彰された方は、対象となりません。

推薦期限 9月9日(月)

問合せ 児童青少年課児童青少年係 ②64

忘れずに毎年受けよう！特定健康診査

5月末に対象の方に受診券を発送しました。特定健康診査（特定健診）は10月31日（木）まで行っています。毎年10月は医療機関が混み合います。まだ受診していない方は、早めに受診してください。

問合せ 保健センター ☎ 5551
1111 ⑤ 624

特定健診Q&A

特定健診って何？毎年受けるの？

特定健診は、自覚症状がなく動脈硬化の発生頻度を高めるメタボリックシンドロームに着目した健診です。現在の体の異常だけでなく将来的な発病のリスクもわかります。毎年健診を受けて、検査データの変化をチェックしていくことが大切です。

特定健診の対象者って？

国民健康保険に加入している40～74歳の方です。75歳以上の方にも同様の健康診査受診券を送付しています。

※企業などに勤めている方やその扶養家族の方は、加入する健康保険組合などが特定健診を行っています。健康保険組合などに問い合わせ、受診してください。

受診券をなくしてしまったら？

再発行できます。まずは、保健センターへ連絡してください。

毎年人間ドックを受けているのですが？

人間ドックの結果を保健センターへ提出してください。ご協力をお願いします。結果によって、無料で利用できる健康サポート事業をご案内します。

健康手帳の活用を

40歳以上の方に無料で「健康手帳」を配布しています。特定健診やがん検診の結果、血圧・体重などの変化を記録し、健康管理に役立ててください。

配布場所 保健センター・市役所1階 市民課保険係

健康なんでも相談の利用を

からだやこころの健康に関する相談に応じます。特定健診の結果が気になる方も、ぜひ利用してください。

受付日時 毎月第2・4木曜日午後1時30分～3時

会場 保健センター

費用 無料

相談員 保健師・管理栄養士

※直接会場へお越しください。

はい！こちら消費生活センター

通信販売で購入した商品。返品できる？できない？

Q 教えて！

事例1 新聞広告を見て、ヘアドライヤーを注文しました。届いた商品は重いし、使いづらいため返品したいと販売店に申し出たら、「使用した商品の返品は受け付けられない」と言われました。本当に返品できないのですか。

「商品到着後10日以内であれば返送料お客様負担で返品可能。ただし、一度使用した商品については、返品・交換不可」という返品特約が表示されていました。相談者に返品はできないことを伝えました。

事例2 テレビショッピングでジュースを注文しましたが、届いた商品は予想していたより大きく、使った後の手入れが大変でした。返品できますか。

「商品到着後10日以内であれば返送料お客様負担で返品可能。ただし、一度使用した商品については、返品・交換不可」という返品特約が表示されていました。相談者に返品はできないことを伝えました。

A 答えします！

事例1 新聞広告を確認したところ、

「商品到着後10日以内であれば返送料お客様負担で返品可能。ただし、一度使用した商品については、返品・交換不可」という返品特約が表示されていました。相談者に返品はできないことを伝えました。

事例2 届いた商品に添付された案内書に「30日以内であれば使用後でも返品できる、ただし返送料は購入者の負担」と明記されており、相談者に返品できることを伝えました。

アドバイス

通信販売はクーリング・オフが適用されません。「返品不可」と記載されている場合、商品に欠陥などがない限り、返品することはできません。返品可否や条件は、それぞれの業者の「返品特約」ルールに従うこととなります。

■通信販売は便利な反面、商品を手にとって見るのができません。注文する前に、必ず返品特約を確認しましょう。

■商品の特性など商品について疑問がある場合は、注文する前に販売店に問い合わせましょう。

■広告や注文の控えは、商品が届くまで保管しておきましょう。

■商品が届いたらすぐに確認し、何か問題があった場合は早めに販売会社へ連絡しましょう。

問合せ 消費生活センター

☎ 5551 1111 ⑤ 641

困ったら、まず
消費生活
センターへ

